

(2) 生活保護等世帯



(ア) 助成申込 (申込者 ⇒ 当社)

「助成申込書」及び添付書類の提出 (P7参照)

【受付期間】

1ヶ月程度

2026年4月1日(水)～10月30日(金)(当社必着)



(イ) 審査結果のお知らせ (当社⇒申込者)

「審査結果のお知らせ」の送付

(交付申請書類、委任状兼助成金請求及び振込依頼書同封)

- ☆1. 申込者ご自身で工事業者をお選びいただき、見積書の作成を依頼してください
(助成金が当社から振り込まれるまで、工事代金を立替えていただける工事業者をお選びください。)
- ☆2. 申込者は見積書を当社へ提出
- ☆3. 当社が申込者へ自己負担額通知書を送付
- ☆4. 申込者、工事業者は自己負担額通知書の内容確認、署名、捺印し、当社へ送付
- ☆5. 当社が申込者、工事業者の署名、捺印を確認し、自己負担額通知書を申込者へ返送



(ウ) 更新工事実施 (申込者 ⇒ 工事業者)

※「☆5. 当社からの自己負担額通知書の返送」後に
工事を実施してください



(エ) 工事代金支払い (申込者 ⇒ 工事業者)

※工事代金のうち、自己負担額のみ工事業者へお支払い
ください(自己負担額がない場合は支払い不要)

工事業者が助成金(工事代金の残額)を請求及び受領するため、申込者から工
事業者へ更新工事助成金の請求及び受領に関する一切の権限を委任していただ
きます



(オ) 助成金交付申請 (申込者 ⇒ 当社)

「助成金交付申請書」及び添付書類(P10参照)の提出
審査結果のお知らせに工事完了期限を記載しております

工事完了後、速やかに書類を提出して下さい

1～2ヶ月程度



(カ) 助成金交付決定及び
確定額のお知らせ(当社 ⇒ 申込者)

「助成金交付決定及び確定額のお知らせ」の送付

2ヶ月程度



(キ) 助成金支払い (当社 ⇒ 工事業者)

工事業者名義の口座へ振り込み

(3) 手続きの詳細 (ア) ~ (キ)



(ア) 助成申込 (申込者 → 当社)

助成金の交付対象として適正であるか審査します。

居住状況や更新希望の機器などの必要事項を「空気調和機器更新工事助成申込書」に記入し、提出して下さい。

提出書類 (原本)

◇全ての申込者

- 居住者 (世帯全員) が記載された住民票
(助成申込日時点で発行日から **3カ月以内**のもの)

◇生活保護等の受給者

- 生活保護受給証明書 (申込者が生活保護世帯である場合)
(助成申込日時点で発行日から **3カ月以内**のもの)
- 支援給付証明書 (申込者が中国残留邦人等に係る支援給付受給世帯である場合)
(助成申込日時点で発行日から **3カ月以内**のもの)

※防音工事後に、やむを得ない理由で建替えをされた住宅は、助成申込後別途審査に必要な書類を提出していただきます。

助成申込の注意点

- 更新工事には、事前の助成申込が必要です。
- 申込者は、住宅所有者もしくは居住者です。
- 賃貸住宅の場合は、家主 (住宅所有者) と借家人 (居住者) で更新工事費用の負担や空気調和機器の取扱い等について十分お話し合いをされた上で、**費用を負担される方**が助成申込をしてください。
- 提出いただいたすべての書類は、お返しできません。
- 生活保護世帯、支援給付受給世帯の特例は、**申込者自身が生活保護等を受給されていることが条件**となります。
- 助成申込後に、**居住人数の変更があった場合**、空気調和機器の助成対象台数が変更となる可能性がありますので、**すみやかに当社までご連絡ください**。